

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言■

真理の灯をさらに高く……………2

#### ◇資料と解説◇

社会党再生に「党建協」結成の動き……………3

資料1 「党建協」設立趣意書……………3

資料2 「党建協」規約……………4

右翼的労戦再編と直結……………6

——「田中・西岡問題」と日教組(一)——

資料 労戦問題をめぐる日教組方針……………8

当局は人権と安全を守れ……………11

資料3 闘う国労の仲間に贈る激励の言葉……………12

研究会 『資本論』第一巻の意義……………13

謀略デマを剥ぐ……………16

好評発売中

国鉄闘争——勝利への展望

社会通信社刊 定価 四百円

# 刊旬 社会通信

NO.319

一九八六年二月一日

一九八六年二月一日発行  
(毎月一日・二日・三日三回発行)

## 真理の灯をさらに高く

国鉄解体法案が強行採決された。まことに残念なことである。国鉄解体法案が議会を通過したからといって、「分割・民営化反対」のたたかいが、すべて終わってしまったわけではない。「分割・民営化」反対の本当のたたかいはいよいよこれからだ。というのは、これから「分割・民営化」の諸矛盾が具体的にあらわれ、国民生活を直撃せずにおかないからだ。この意味で、われわれには「分割・民営化反対」の旗をなおいつそう高く、強く掲げることが求められている。

第一は、「分割・民営化」政策は数年後、かならず破綻することだ。事例の枚挙に暇がない。第一に「三島」は絶対に黒字にはしない。三島基金をさらにふやすか、とりにくずすが明日から論議されることになろう。赤字額の増加は、ローカル線の切り捨てに拍車をかけよう。

第二に清算事業団の収支見通しである。この問題は、一二月に示される運輸省の予算との関連ですぐに論議となる。九月の概算要求によれば清算事業団の収入は土地売却益等約六千億円、これにたいして支出は二・八兆円であった。じつに二・二兆円もの大幅赤字が予想されている。こうした赤字は来年度だけではなく数年以上にわたるといわれる。この穴埋めを政府自民党はどうするのだろうか。民間銀行からの借り入れか、財投基金からのくり入れか。いずれにせよ、借金がふえ、それにもなつて利息の支払いがふえるのは必至。

第三に整備新幹線建設だ。巷間いわれている新線は五つ。九州二線（福岡―長崎、福岡―西鹿児島）、北陸（高崎―長野―金沢―大阪）、東北（盛岡―青森）、それに北海道だ。これら五線に必要とされる資金は二〇兆円。ここでも借金がふえ利子の支払いがふえるだけだ。

第四に国鉄共済年金問題も絡む。

以上四つの問題はいずれも予算がらみの問題だ。それだけに、来年一月からの通常国会ですぐ論議となる。

この他、「分割・民営化」はローカル線の切り捨てを加速度化しよう。安全・利便性にも大きなあたりがでてこよう。九万三千人「首切り」問題も、現在の雇用情勢からいっそう深刻さを増すだろう。

「分割・民営化」には、これだけの矛盾がある。そして、われわれはこの矛盾を拡大する力をすでもっている。第一に国労本隊にたたかう指導部がつくりだされた。第二に約千三百の地域共闘組織をわれわれはつくりだした。

この他、客観情勢は「大量失業時代」を必至としているのであるから、さらにまた造船、炭鉱、鉄鋼等々で荒れ狂っている「合理化」の嵐は、国鉄の「分割・民営化」と同じく、地方の市や町を壊滅させるほどのものであるから、国鉄「分割・民営化」反対のたたかいは、職場、地域のたたかいを結合し、さらに全国津々浦々へと拡大せずにはいけないのである。

## ◇資料と解説◇

## 社会党再生に「党建協」結成の動き

土井委員長の人気が高いのは喜ばしいことである。しかし右派が圧倒的多数を占める党の中執と国会議員による国鉄闘争、税制闘争等々は、下部からみているといらだたしいかぎりである。一方では労戦再編成にあわせて、党の基本政策を変え、民社党と歴史的和解を進めようという動きも、党と労組の幹部に顕著となっている。

委員長の個人的人気によりかかって、もし総選挙や国鉄闘争の総括も正しくほりさげることのないまま、党が右傾化を重ねるようなことになれば、党の危機はいよいよ深化し、改憲阻止の力も失われかねないであろう。この時代に人として生きるかぎり無関心や日和見が許される事態ではない。

このようなとき、全国の心ある党員が総結集して、党を真に再生し再建しようとする動きが澎湃と起り、以下の資料のような呼びかけがなされている。都道府県をはじめ、地方自治体レベルにつくられる「党建設研究会」が中心となるものであり、国会議員中心の派閥とは質を全く異にするものであるという。

これに賛同された勝間田元委員長は、すべての心ある党員に是非参加してもらい、地方から再建の火を燃えあがらせてほしいと、自ら規約二条（目的）を起草され、飛鳥田元委員長も喜んで意見を加えられたものといわれている。

全国で最初に「研究会」がつくられた兵庫県では、党建設と大衆闘争に予想を超えた活気が生まれているという。すでに高知、岡山、新潟、千葉等々でも結成されつつあるようである。党と総評を真に再建して反動化を阻止する基盤をつくるために、必要不可欠な統一戦線であり、読者は積極的に加入して、すべての都道府県に「党建設研究会」を早急に組織すべきであろう。上部に「ないものねだり」をするのではなく、われわれが自分たちの力でやるしかないときである。

## 資料1 日本社会党建設研究会全国連絡協議会設立趣意書

## 全国の党員に訴える！

多くの期待を担って新委員長が誕生しました。全党員投票による委員長選出は、党内民主主義の形骸化に歯止めをかけ、多くの国民とりわけ女性の、党に対する関心を呼び戻しました。

しかし党を取り巻く環境はあまりにも厳しいものがあります。正しい再建の途に着くことができない場合は、党は保守補完野党のなかに埋没し、解党的危機を迎えるばかりでなく、憲法改悪、軍国主義化、ファッショ化を阻止しえなくなる危険性すらあります。最近までの国会は与野党伯仲の状況下で、自民党との駆引きが中心となり、社会党の姿が見えなくなっていました。また「新宣言」を採択した「ニュー社会党」は、現実路線の名のもとに、あたかも安保・自衛隊の容認、原発の肯定、韓国チョン・ドゥホアン軍事独裁政権の認知等をすすめるかのような発言が、党や労組の幹部からなされ、国民に対しては自民党とさほど変わらない党という印象を与えてしまい、体制側の乗ずるところとなりました。

自民党が圧倒的多数を占めた今日、このようなことでは「護憲の党」としての国民の信頼を得ることが、いよいよ不可能になってしまいます。今こそ、党の基本路線を鮮明にし、院内外を結合して闘いを強化することが、是非とも必要になっていきます。

敗北と混迷に陥ったときは、原則に立返る必要があります。自民党との連合をめざした中道諸党は自民党にすり寄る中で野党性を失いつつあり、その中道政党と連携して自民党に対処してきた社会党も革新性が薄れ、民社党とともに惨敗を喫しました。この路線の誤りを正して真の政権党になるためには、あくまでも勤労国民の立場にたつて、自民党や独占資本の反動攻撃に正面から立ちむかい、大衆闘争を高揚に導く中で党建設を進め、他の野党も結集して、勝利を闘いとる以外に方法はありません。

そのためには、今までのように、中央や派閥にまかせておいたのでは百年河清を待つに等しく、国民の期待に応えることは不可能です。地域から職場から地方から党員の良心を結集して、要求を組織化し、政策化し、運動化することが必要不可欠になっているのです。近ごろの政治情勢に危機感をもつすべての党員の皆さん、いたるところで党建設研究会をつくり、それを横につなぐことによって日本社会党建設研究会全国連絡協議会を創設し、勝利への確信と展望を切り拓こうではありませんか。

一九八六年初冬

呼びかけ人  
日本社会党建設研究会全国連絡協議会設立準備会

呼	呼	呼	呼	呼	呼	呼	呼	呼	呼
谷	山	井	田	岡	澄	勝	薫	栄	幸
夫	藏	作	作	雄	夫	藏	関	作	雄
(北海道)	(東北)	(北越)	(北越)	(甲信)	(北海道)	(東北)	(関東)	(北越)	(甲信)
小	西	栗	竹		山	村	万	栗	竹
良	村	原	村		山	村	代	原	村
治	省	透	俊		良	俊	昌	透	俊
(東海)	(近畿)	(四国)	(九州)		治	俊	俊	(四国)	(九州)

## 資料2 日本社会党建設研究会全国連絡協議会

### 規約(案)

第一条(名称及び事務所) 本会は「日本社会党建設研究会全国連絡協議会」(略称「党建協」と称し、東京都内に事務所をおく。

第二条(目的) われわれは国際的危機と国民生活の未曾有の不安混迷の中で、平和を確保し、民主主義を徹底させ、国民の生活をしっかりと守りかつ向上させることの重要性和、そのための日本社会党の政治的責任を自覚し、常に国民の側に立って、積極的に提案し、行動することによって、国民に根を降ろした、反自民の、強い社会党を再建する必要がある。このため、われわれは、次の基本方針のもとに、調査研究し、相互交流を図る。

- 一、平和憲法を日本の政治の基本に据え、その精神の高揚と達成に努める。
- 二、反安保、非武装中立の外交路線に立ち、非核三原則を堅持し、世界に向けて核兵器廃絶と軍縮を積極的に訴える。国家秘密法やSDIにあくまでも反対する。
- 三、失業と倒産のない社会、老後と健康に不安のない社会、反原発、反公害で自然と環境に恵まれた社会、差別や人権侵害のない社会、そして科学、技術、文化が高揚する社会をつくる。そのため、国家の果たす役割を重視する。

四、農林漁業並びに中小零細企業の協同化と近代化を推進し、その利益と経済的地位、基盤を確立する。

五、新型間接税の大衆増税に反対し、公平な税負担と勤労者の大幅減税実現のための抜本的税制改革を断行する。国有、公有財産の大資本への払下げに反対し、国民のための活用をはかる。

六、国民に背を向けた財界のための行革に反対し、地方財政の確立、自治権の拡大によって、国民参加による民主政治の基盤をつくり上げる。

七、教育の国家管理を強める教育臨調に反対し、教育基本法に基づき、真に人間らしく個性を伸ばし、真実を貫く教育を育て、全生涯にわたる学習を権利として保障する。

八、われわれの目指す政権は、まず、反自民の、平和と民主主義と生活の維持向上を達成する国民連合政府である。そのために広く青年、婦人、インテリの参加を求め、大衆運動の高揚をはかる中で、労働戦線の真の大同団結をびかける。

第三条（構成） 本会は前条の目的に賛同する党员により各都道府県ごとに設置された党建設研究会を主体に構成する。

第四条（活動） 本会は、第二条の目的を達成するため、大衆運動を通じた党建設に必要な次の活動を行う。

一、政策課題等、諸問題の調査及び研究

二、経験、情報及び資料の交換

三、学習会及び講演会等の開催

四、提言、その他、目的達成に必要な諸活動

第五条（会議） 本会の会議は、総会、常任幹事会及び全国幹事会とする。

一、総会は各都道府県代表者で、常任幹事会は代表委員と常任幹事で、全国幹事会は代表委員と常任幹事及び幹事をもってそれぞれ構成する。

二、定例総会は毎年一回開催し、必要に応じて各会議を開くものとする。

第六条（役員） 本会に次の役員をおく。

一、代表委員 若干名

二、常任幹事 若干名

三、幹事 各都道府県毎に一名

四、事務局長 一名

五、事務局次長 若干名

六、監査 二名

第七条（役員の出及び任期） 役員は、総会で選出し、任期は二年とする。但し、再任は妨げない。

第八条（顧問） 本会に顧問をおくことができる。

一、顧問は、総会の承認を経て代表委員が委嘱する。

二、顧問は、各会議に出席して自由に発言することができる。

第九条（財政） 本会の経費は、会費及び寄付金で賄うこととし、会費は年間一千円とする。

（以下略）

## 右翼的労働戦再編と直結

——「田中・西岡問題」と日教組(□)——

### 三、「田中、西岡問題」と労働戦再編問題

それでは、なぜ、労働運動史上かつて例を見ないようなやり口で△混乱▽を生み出しているのか——そのことについて考えてみたい。

#### (1) 田中擁護のイデオログ△兵庫▽の思想水準

ここに『教育ひょうご』号外(八六年九月一九日)がある。△協会・日共系の分裂策動許さず▽といった、およそ教職員組合の論調・表現にそぐわないタイトルが表紙に踊っている。ここでは「問題はたんに役員選挙をめぐる派閥闘争という視点でとらえるべきではありません」という立場から「△野合▽勢力を結ぶ二つの共通点」の解説をしている。

第一は、「協会系も日共系も現在の複雑な状況に対応できず、組合民主主義にもとづいた大衆闘争を展開しえないで凋落しつづめる」(傍点引用者)から、「彼らの組合運動における理念と方法への重要な反省をせまられている」という主張。この主張に対する反論はそのまま兵庫県教組をはじめ、田中委員長擁護派諸県にお返しするにとどめておこう。

第二こそが彼らの本音である。つまり、「その二つは、労働戦線統一の問題です。すでに全労協が発足し、協議会への移行の段階(引用者注)Ⅱ「連合体への移行」のまぢがいではないだろうか)をむかえています。……途中略……協会系の人々は、同盟系の労使協調主義を非難することで、労働戦線の統一に反発し、現実を見る目を失っています。一方日共系は……略。すでに総評傘下の公務員、公労協の主要組合である自治労・全農林・全通などでは、労働戦線の全的統一にむけ積極的に対応しようとしています。そのなかで、この問題に明確な態度決定をおこない得ていないのは日教組のみという状況になっています。そして、このような日教組を労働戦線統一をさまたげる拠点にしようという一点で、協会系と日共系は共通しています」とのべている。

#### (2) 最大のミスを犯した茨城の致命傷とは

この論調に近いものが、先にも紹介した△茨城県教組の態度▽である。これは、兵庫以上になげつないというか、勉強不足を反映してか、彼らの本音を卒直に表現しているといえよう。こうである。「中小路書記長は委員長をねらい、社会主義協会はその政治的な野望の『ニュー社会党の否定』『労働戦線の破壊』『スト至上主義の路線確立』等をねらい……」「共産党系は社会主義協会系と連合することから、労働戦線を破壊することを目とむと共に、近い将来に日教組が混乱(傍点引用者)することから各県を含む日教組の主導権をねらう絶好の機会と判断した」などとのべている。

#### (3) 本音を隠す神奈川県執行部の巧妙さ

さらに、△神奈川県教組の基本的立場▽はどうか。この場合、神教組傘下七地区教組が、独立した組織機能と運営のもとに神教組(連合体)があるという組織機構上、△労働問題▽に具体的にたち入ることは小林委員長率いる神教組執行部の態度は微妙である。つまり、神教組執行部が兵庫や茨城のような露骨な表現で本音を語れば、七地区教組のなかで彼らを支持するのは圧倒的少数であることを心得ているからに他ならない。

したがって、「労働戦統一の進行やニュー社会党の発案などの状況の中で、日教組を自ら

のイデオロギー的・党派的立場の最後の拠点とすることに固執」とか「問題認識を単なる人事抗争・派閥抗争という次元に止めるのではなく、これが日教組が党派的利害や特定イデオロギーに従属して偏狭・孤立の組織となることを許さない組織選択の問題」などときわめて抽象的表現で△連合▽批判をしている。そしてその上で、「神教組・七地区教組の統一と団結」を重ねて呼びかけている。

#### (4) 「路線論争」と位置づけ、労戦問題を持ち出した失敗と本音

さて、日教組のこの一年間の労戦「統一」問題に関する方針は、別掲資料に譲るが、田中氏とその擁護派がなぜ「西岡激励」というきわめて危険な賭をしてまで△田中統投▽による日教組の闘争路線のなし崩しの転換をはかろうとしたかは、これまでに紹介した兵庫・茨城・神奈川の主張で理解できるであろう。

つまり、茨城県教組が実ははっきりと本音を語っているように、「近い将来に日教組が混乱する」とは、総評をも巻き込んで進行している労働戦線の右翼再編の流れ―全労協の連合体移行―官公労版全労協の結成―両者のブリッジによる左派系組合を排除した上での労戦「再編」の完成―まさに、この時に派生するであろう日教組内での大論争と混乱―このことに他ならない。党派闘争（論争）に不馴れな（？）幹部こそが本音を吐くとはこのことである。

#### 四、現実主義路線の「勇み足」

最後に、いくつか書き残したことをのべておきたい。

第一は、田中氏とその擁護派たちが今回の一連の事態を展開するにあたって、当然にも国労の動向を注視していたにちがいない。同時に動労の変節過程をも注視しただろう。この点についての詳細な論評は避けるが、首切り攻撃を焦眉の課題とする国労の動向と今回の日教組の混乱とは性格が異なることを彼らがどう分析したか、これは興味のあるテーマであろう。

第二は、先の『信濃毎日』に関連もするが、総評労働運動のここ十数年の停滞状況とも軌を一にして、日教組運動もいわゆる現実主義路線に傾斜してきていることは論をまたない。そしてまた、誤解を恐れずにあえてのべるならば、日本共産党の「教師聖職」論を持ち出すまでもなく、教師の意識にはそうした色彩が色濃く体内に沈澱している。だからと言つて「教師聖職」論が正しいと言っているのではない。このことは明確にしておこう。

こうした教育労働者たちの意識を、組合用語で表現すれば△企業意識▽とか△職能意識▽と言つても良いだろう。しかしである。今日の荒れ狂う「教育荒廃」状況下で△教師の自己変革▽論に同調する者は少数であるにちがいない。「これ以上やれない」というのが大半の教師の本音だからである。かつて、田中委員長は文部大臣を前にして「教育現場の状況認識を一致させるために、一緒に学校視察をやろう」と提案したことがある。かりにこれが実現していたら「田中、西岡問題」以前に田中氏の政治生命は学校現場で苦闘している組合大衆の圧倒的な力で葬り去られていたにちがいない。

田中氏とその擁護派たちは、いわゆる現実主義路線の浸透ぶりを過大評価した、と言つたら言い過ぎであろうか。先に紹介した『信濃毎日』の記事に関連させて結論をのべるとすれば、最後の切り札△田中氏▽をもってして日教組の体制内化をもくろんだ自民党の日教組クーデター劇は、組合員の感情を逆撫でにしただけの茶番劇で間もなく幕を閉じようとしている。

資料

## 労戦問題をめぐる日教組方針

●資料1 日教組第六一回定期大会（八五年七月一〇日～一三日）／八五年度運動方針▽  
での北海道修正案を執行部が受け入れ可決された部分

中間報告（注Ⅱ全労協の「連合組織構想検討委員会」の中間報告）に反対します。日教組は総評に対し、以上の態度を申し入れるとともに、全的統一実現の条件とそのプロセスを明らかにすることを要求し、総評の統一と団結を強めます。

△注▽なお、東京都高教修正案Ⅱ「全労協を母体とする官公労統一については反対します」は拳手採決の結果、過半数にわずか三票足らずで否決となった。

●資料2 総評第七三回定期大会（八五年七月一五日～一八日）での日教組修正案

「五項目補強見解」の実現のないまま、一九八一年二月七日、総評第三回拡大評議員会に報告された団体間協議の確認事項「ゆるやかな協議体」として発足した全労協の「連合組織構想検討委員会」の中間報告（民間部門のナショナルセンター化、国際路線の固定化、地方組織問題について）に反対します。

●資料3 総評第七三回定期大会での真柄事務局長による幹事会見解の要旨（これによって日教組修正案はとり下げられた）

この二つに（注Ⅱ日教組修正案と官公労一単産要望書）に共通するのは、労働戦線の全的統一を前提に、その過程において危惧される点を指摘していることにあると思います。幹事会としては、要望書で指摘されているように、総評が目指す全的統一は官民一体のナショナルセンターの形成であることをここに再確認し、修正案及び要望書の精神を体して、団体間協議の場において、全的統一の障害となる問題は注意深く取り除いていきたいと思います。

●資料4 日教組第一一五回中央委員会（八六年三月四日～五日）での八組織共同修正案にもとづいて執行部が受け入れ可決された部分

労戦統一対策委員会は、三月三日官公労小委員会を改組し、官公労委員会を発足させることを決定しました。したがって、いよいよ労戦統一の課題は、私たち自身の重大な課題となってきました。私たち日教組は、あくまでも日教組三重大会方針の反独占、反自民、選別排除、国際路線の固定化反対の原則を堅持し、官公労委員会の発足に当っては、全労協連合体移行反対、総評系官公労全体の参加を前提として、全的統一にむけて積極的役割を果たすとともに、労働戦線統一についての全組合員討議を積極的にすすめます。

△注▽八組織共同修正案提案県・高教組Ⅱ北海道、東京高、千葉高、新潟高、福岡、石川、福島、福岡高の県・高教組

●資料5 総評第七五回定期大会（八六年七月一五日～一八日）への日教組意見書のポイント  
今回提案されている「付属方針（案）」の問題点の第一は、「経過」の項で「総評は、全



民労協の連合組織への移行自体は承認する」と述べている点である。昨年の総評大会で承認された全的統一の障害となるものが何一つとり除かれなまま全民労協の連合移行を認める態度をうちだしたことは昨年度の総評大会の方針に照らして重大な誤りだといわなければならない。

総評が、「統一推進会」の「基本構想」の弱点や問題点に対置した「五項目補強見解」や昨年の大会で確認された全民労協の連合移行にかかわる三つの問題点(①民間部門の全国的中央組織、②国際自由労連一括加盟、③地方組織の問題)、さらにはナショナルセンターとの併存、財政問題について「多くの問題は、解決された」としているが、これは経過からみて事実と反している。

さらに、国際組織との関係、政党との関係、地方組織の問題を「全的統一に至る過程で解決されるべき問題」として先送りし、これらの問題を棚上げしたまま、全民労協の連合移行を認めようとしていることは重大な矛盾といわなければならない。

こうしたあいまい、なし崩しの態度は、全民労協を母体とする全的統一、総評の解体に道を開くものであり認めることはできない。

総評は、昨年の大会における日教組修正案および一一単産の要望書に対して真柄事務局長が「全的統一の障害」をとり除くと明確に答弁したが、それが実現されていない今日、全民労協の連合移行に反対すべきである。

問題点の第二は、「ナショナルセンター形成のプロセス」の項で指摘されている「現在一致困難と思われる問題」についての総評の基本的考え方にかかわる問題である。

「付属方針(案)」では、官公労働者の労働基本権問題、競合組織問題、行政改革(国鉄・教育改革を含む)、エネルギー(原発)などが現在の労働運動のなかでの対立点、不一致点として残されている運動、政策上の課題として例示され、それらの主要な点について「一致点を見い出していくよう努める」とされている。

この問題は、統一ナショナルセンターの役割と機能、即ち全的統一後の労働運動の質にかかわる重要な課題である。しかも、これらの一致困難な問題は、単に「現在一致困難な問題ではなく、労使協調・合理化推進か、それとも労働者の利益と権利を守る立場に立つのか」という路線上の対立点である。

総評の提案である「一致点を見い出すために努力する」ことの内容が全民労協路線へのすり寄りであってはならない。

例えば、総評は「一致点を見い出す」課題の一つに教育改革をあげているが、同盟は、臨教審第二次答申を「前向きに評価」し、「一部教職員団体の学校秩序の破壊・違法な争議行為に対し、本答申が関係者の自覚と反省を求めていることは大きな前進である。臨教審の提言とさらなる影響力を発揮されるよう期待する」(書記長談話)と述べて、名指しこそしていないが、日教組に対する中傷とあからさまな敵意を表明している。

こうした同盟の教育改革に関する方針と態度のもとで全的統一のテーブルに着くことができない。

したがって、主要な運動課題、政策の一致を全的統一の前提とすべきである。

そのためにも今日必要なことは、当面する主要な運動課題について総評が積極的にたたかう方針を提起し、共同行動を呼びかけることである。

## ●資料6 第六三回定期大会議案（八六年度方針）

①△たたかいの総括▽の項Ⅱ労働戦線の統一の問題は、昨年度の総評大会で、八〇年代中に全的統一のための合意形成を終え、わが国統一ナショナルセンター発足にそなえる、との方針を決定したこと、全労協が昨年一月、二年後の一九八七年に連合体へ移行することを決定したこと、などから新たな段階に入りました。したがって、日教組は、三重大会方針の反独占・反自民、選別排除、国際路線の固定化反対の原則を堅持するとともに、本年三月の第一一五回中央委員会の方針の三重大会決定の堅持と、官公労委員会の発足に当っては、全労協連合体移行反対、総評系官公労全体の参加を前提として、全的統一にむけて積極的役割を果たすとともに、労働戦線統一についての全組合員の討議を積極的におすすめしてきました。

そして、総評の官公労委員会、労戦対策委員会では、積極的に問題提起を行い、日教組方針の一定の反映をはかりました。その結果、総評は、第七五回定期大会に「労働戦線の全的統一の実現をめざして——その目標とプロセス——」を提案しました。私たち日教組はこの方針（案）について、二回にわたって全組合員に職場討議資料を配布し、大衆的討議を進め意見集約をはかってきました。これらの大衆討議の結果にもとづき、従来の方針の上に立って、全労協を全的統一の母体とは認めないことを前提に、「昨年度の総評大会で全的統一の障害となるものが何一つとり除かれないまま、全労協の連合体移行を認めることはできない」こと、また、目標とプロセスに対しては、官公労働者の労働基本権問題、競合組織問題、行政改革（国鉄・教育）エネルギー（原発）などの問題が一致しないまま全的統一のテーブルにつくことはできないこと、を総評大会で意見として提出しました。

②△運動方針▽の項Ⅱ（たたかいを進めるにあたって）の項Ⅲ教育労働戦線統一母体としての日教組の力量を高めつつ、反独占、反自民の階級的視点を明確にし、選別主義、国際路線の固定化に反対し、労働戦線の全的統一をめざしてとりくみます。

（具体的たたかいの進め方）の項Ⅲ労働戦線の統一にあたっては、日教組三重大会方針の反独占、反自民、選別排除、国際路線の固定化反対の原則を堅持し、すべての労働者、労働組合を結集する全的統一の実現をめざします。したがって、「五項目補強見解」、全労協の連合体移行に伴う「三つの問題点」や行政改革、教育改革、国鉄民営・分割、原発問題などの重要運動課題についての政策の一致、ナショナルセンターの併存、財政問題をあいまい、なし崩しにした全労協の連合体移行にあくまで反対します。

また、官公労の統一にあたっては、総評系官公労全体の参加を前提として、全的統一にむけて積極的役割を果たします。そのため、労働戦線統一について全組合員討議を積極的におすすめします。

なお、日教組は教育労働戦線統一の母体であることを確認し、統一への対策をすすめます。とくに本年度は、全国組織未加盟の高教組に対して中央・地方での提携をより強め、日教組加盟を積極的に働きかけます。

産業別労働組合の組織原則に反する「統一労組懇」「全国教職員のあり方懇」の活動に対しては、反省を求め、組織原則と組合民主主義の原則にもとづいて対処します。

## 当局は人権と安全を守れ

新幹線三島運転所で電車の検査修理の仕事をしている国労組合員五九名が全員申請人となり「人活センター」の不当性を中心にした仮処分申請を一月一日地裁沼津支部に提出しました。

### ▼仮処分申請の骨子

- (1) 四名の国労組合員に対する不当な「人活センター」への配転命令を取り消し、もとの仕事に戻すこと。
- (2) ベテラン職員を業務から外して在来区からの未経験者を本務に入れることは新幹線の安全上、重大な問題があるので五五名のベテラン国労組合員を「人活センター」へ発令することは行なわないこと
- (3) 国労つぶしを目的とした「不当労働行為」は中止すること

「人活センター」で踏んばる仲間！ 三島運転所では、これまでに合計五名の仲間が理由もなく「人活センター」へ発令され、電車の検修業務から外されました。「人活センター」送りはそのまま清算事業団行きだ」といった宣伝の中で将来への雇用不安を強めた一名は「希望退職」という名の首切りに追い込まれました。

しかし、残る四名の仲間は差別・いじめに屈せず歯をくいしばって踏んばり続けています。この仲間をもとの仕事に戻すことが裁判闘争の第一の目的です。

このままでは新幹線が危ない！ 国鉄当局は、もともと「余剰人員」がいる三島運転所に在来区から二三名もの要員を受け入れました。この二三名は「労使共同宣言」を結んでいる他労組ばかりで、新幹線の未経験者です。現在、鉄道学園で教育中ですが、国鉄当局はわずか二―三ヶ月の転換教育によってこの「中域移動者」を本務に入れようとしています。その結果、国労のベテラン職員二三名が「人活センター」へ追い出されることとなります。

二〇〇kmをこえる高速走行の新幹線電車が、今日まで大きな事故を出さずに安全輸送を確保してきたのは、豊富な経験と技術をもつベテラン職員が配置されていたからです。

あるベテラン車両検査係は――

学園で机上教育を終了しても、機器がどの車両のどの位置に付属しているかを習得するだけで六ヶ月以上はかかる。その上で、電車の吐く息やうなる音を聞き分けて故障を発見するまでには一〇年の経験が必要だ。在来区の二三名は、たったの二―三ヶ月間の教育で本務に入るそうだが国鉄当局は何を考えているのか、腹が立つ！ 運転士も電車を修理する検査係もどちらも新米では、その内ドカーンと事故がおきる。新幹線は、一六〇〇人の生命を乗せて走っている。日航機事故の三倍の犠牲者が出る。当局は、安全よりも国労迫い出ししか頭にはない。許せない！

したがって、組合所属を理由に「人活センター」へ発令することをやめさせ、国民の大切な足である新幹線の安全輸送を確保することがこの裁判の第二の目的です。

## 資料3 労研センター（二九八六・一一全文）

## 闘う国労の仲間贈る激励の言葉

親愛なる国労組合員のみなさん。政府・独占の数年に亘る狂暴な国労つぶしの攻撃に屈せず、国労の栄光ある闘いの伝統を守りぬき、去る一〇月の臨時大会では山崎執行部提案の「柔軟路線への転換」を拒否して闘う路線を確立されたみなさんに、私たちは心からの敬意と全面的な支持・連帯を表明するものです。

総評指導にもとづく国労の「柔軟路線への転換」とは、改革協の第二組合連合がすでに国鉄総局と二次に亘って締結した「労使共同宣言」に追随し、国鉄分割・民営化の承認と推進、出向・配転・希望退職の全面協力、当局の不当労働行為の容認、安全点検告発の中止、ストライキ権の放棄宣言などを国労が受け入れることであり、これは国労が政府・自民党及び国鉄当局に全面屈服することを意味します。しかも、これによって国労の組織と組合員の雇用が守られるという保障は一つもありません。

臨時全国大会がこのような屈服路線を断乎として拒否したことは全く当然なことです。逆にもし国労がこれを受け入れたならば、それは国労運動の終焉を意味するだけではなく、全国各地で資本の首切り合理化、組合つぶしの攻撃と長期に闘っている民間争議組合や、とくに中小企業労働者の闘いは一気に押しつぶされる危険すらあります。さらに、国労に続く日教組、自治労、都市交、全林野、全通など官公労働者への臨調行革攻撃はより狂暴さを増して推進されるでしょう。

国労の新たな闘う方針の確立によって、全国のあらゆる産別、地域の闘う労働者が勇気づけられ、国労との連帯が強化されたことを私たちは心から歓迎し、同時に、困難な中で闘う路線を選択された国労組合員のみなさんとの共闘体制が全国的に一層強化されるものと確信しています。

国鉄闘争は衆院での法案通過によって新たな局面を迎えています。国労解体をめざす国鉄当局は、第二組合連合を懐柔してその手先に使い、国労組合員への選別攻撃を強化してその雇用不安をかき立て、国労脱退工作を一層すすめることは必至です。しかし、「労使共同宣言」路線のもとでは、雇用の安定はありません。当局は国鉄労働者の人間性を無視し、常に当局の言いなりになる「従業員集団」だけを育成しようとしていることを深く心に留め、国労への統一と団結の力で雇用不安をのりこえていくよう念じてやみません。

労働組合との団体交渉を通じて、職場で働らく労働者の雇用、権利、労働諸条件を決めるといふ労使関係の基本的原則を一切無視する当局の態度は、まさにファシズムです。国労が当局の人権無視、選別攻撃その他様々な不当労働行為を公労委に提訴して闘うのは当然の権利であり、あらゆる闘う労働組合、民主勢力はこれを支持し、政府・当局の反動攻撃と闘う国労を支援し続けるでしょう。

闘いの課題は山積しています。国労組合員のみなさんが、来年四月一日という敵のしかけた枠組みをのりこえて、伝統ある国労の闘う方針を高く掲げ、闘う組織体制を早急に整備して、国労の統一と団結を一層固め、全国の闘う仲間をはじめ全国各地で着々と結成されつつある「国鉄分割・民営化に反対し国鉄を守る国民会議」の運動と強く連帯して、ねばり強く中央、地方、職場で一貫した闘いを展開されることを心から期待し、私たちの心からの連帯と激励の言葉と致します。

## 研究会 「連載『資本論』第一巻を読む」をめぐりて(一) 『資本論』第一巻の意義

第二六五号(一九八五年五月三日付)より開催された、『資本論』第一巻を読む」が、このたび第一章を終了しました。この解説は、もともと『資本論』を始めて学習する労働者のために書かれ、多くの人に読まれ、その役割を十分にはたしてきたし、今後もはたすと確信しています。

しかし、解説の方法、紙面の都合で、十分に触れられなかった問題も存在します。そのような問題について、第一章を終了したことを機会に取上げてみようということになり、この研究会が開催されました。第一章の復習、より掘下げた学習の一助となれば幸いです。

報告と、それを受けた討論についての読者のご意見を、お待ちしております。また、今回の報告についての討論は、これ以降、掲載する予定です。

今後、取扱うテーマは、「価値の実態である労働について」、「価値形態論の意義と課題」、「物神性論の『資本論』における位置」です。

### なぜ、第一巻か

われわれの学ぶ、この連載には「『資本論』第一巻を読む」とある。なぜ第一巻なのだろうか。向坂先生は、よく第一巻を繰り返し読んでから先へ進めと書かれ、また「『資本論』の第一巻で資本主義の基本的な分析は済んでいる」という考えなんです。基本的矛盾も第一巻で済んでいる」とも言われている。ところが、これと正反対に「『資本論』は、三巻全体を通して資本主義経済の一般的運動法則を論理的に展開したものである。したがって、第一巻だけでその内容が判断されてはならないし、第一巻第二四章第七節の展開をもって『資本論』の論理全体が集約されているものととらえてはならない」(鎌倉孝夫「現代社会とマルクス」という人々がいる、はたしてそうだろうか。

この批判の当該箇所である「資本主義的蓄積の歴史的傾向」について向坂先生は言われる「ここで、マルクスは、資本主義的蓄積の進行が、労働者階級に及ぼす作用を『窮乏、抑圧、隷従、墮落、搾取の度が増大すること』に示すと共に、同じく資本主義的蓄積の一般的法則の展開が、その法則そのものによって、『訓練され、結果され、組織される労働者階級の反抗』の増大に転化することを明かにしている。このように、資本主義的蓄積が『労働者階級の運命に及ぼす影響』は、同時に資本家階級の運命に及ぼす影響をも明かにするのである。資本主義的蓄積の一般的法則の必然が、労働者階級の『訓練され、結果され、組織される……反抗の増大』という自由転化されている。このようにして、資本主義を爆破し、社会主義社会を実現するという歴史的必然が、労働者階級の行為によって担われる。その使命は、資本主義的蓄積の一般的法則によって与えられている。

この法則の必然が自由なる行為に転化されるという弁証法は、『資本論』を『資本論』たらしめている。だからこそ『資本論』の中に、社会主義への必然の法則を読みとることのできない者には、『資本論』は、無駄に読まれていて」と言わざるをえない。

あらためて、第一巻の意義を考えてみたい。(以下の全引用は向坂先生の著作による。)

## 唯物史観に依拠する『資本論』の方法

エンゲルスの言うように、マルクスによる二大発見である、唯物史観と剰余価値の暴露が、社会主義を科学とした。

そして、この唯物史観（社会一般の発展法則）の根本は社会存在の土台が「労働」（物質的生産）であり、この物質的生産力が原動力となって社会発展を規定し、社会形態を変革させてきたということである。そしてこの生産力の発展はとどまることを知らない。そうである以上、唯物史観は資本主義社会もまた、生産力と生産関係の矛盾をバネとして新しい社会へ移行せざるを得ない歴史的限界を持った過渡的なものにすぎないことを教えてくれる。

この唯物史観にもとづいて、資本主義の「経済的運動法則」を分析することが『資本論』の目的である。分析の内容は資本主義に内在する矛盾の発展と限界をつかむ、つまり量から質への飛躍の条件（自己否定要素の成長する根拠）を明らかにすることである。

まず、人間社会存続の基礎は労働生産物（「富」）である。ところが、私有財産制と社会的分業の下で生産の行なわれる社会では「交換」が後から社会を統制することになる。

交換を目的として生産された「生産物」は「商品」となる。労働生産物（「富」）は「商品」という特殊な「形態」を社会から受け取る。また、交換されるという事は同質のものを含んでいるからこそできるのであり、この同質物としての性格は「価値」と呼ばれる。

ゆえに交換が支配するこの商品生産社会の運動法則つまり交換法則は、商品間の交換の法則、すなわち「価値法則」である。

この価値法則とは「物」の法則であり、人間社会がつくりだしたにもかかわらず、ひとたびつくりだされた後は、逆に労働と人間関係を支配する。「マルクスは、労働生産物の商品形態に固有であるこのような性質を『商品の物神性』と名づけるのである。』

経済学は物を取り扱うのではなく、人と人との関係、ひいては階級関係を取り扱う。けれどもこれらの関係は常に物の関係として隠され「物」として以外に現われえない。そこでは人間の関係が商品の交換関係として現われ、価値法則によって人間が支配される。

この転倒性は商品の物神性から、さらに貨幣の物神性、資本の物神性へと発展していく、だから商品の物神性の解明なくして資本の物神性の解明はない。つまり、まず商品の交換法則を価値法則として明らかにし、それによってさらに剰余価値の法則を発見する、こうして階級・搾取関係がつかみえる。ゆえに物神性の解明が『資本論』の任務といえる。

このような物神性の支配する転倒した社会であるために、その分析は科学的方法である「歴史的・論理的方法」をとる以外ない。つまり「資本主義的商品生産」もまた基本的に「商品生産」であり、歴史上実在した「単純商品生産」に労働力をも商品化する事で成立したのが「資本主義的商品生産」だ、という歴史的認識があつてこそ、剰余価値が発見できたのである。だからこそ『資本論』は商品の分析から始まる。このような唯物史観にもとづく方法、『資本論』における方法は、歴史的論理的なのである。資本主義の歴史性の認識は、歴史性の上に展開する資本の運動の論理を徹底的に追求させる。』

## 第一巻の展開と資本論に学ぶもの

以上のような方法によって、第一巻は商品から始まり、抽象から具体へ、簡単から複雑なものへと一歩一歩「向上」していく。それは価値法則の展開過程であり、商品に内在する、価値であると同時に使用価値であるという矛盾の進展をたどっていくことになる。

そして第四章「貨幣の資本への転化」でマルクスは剰余価値形成の契機として、特殊な使用価値を持った商品である、労働力商品を発見する。本文の展開は目を見張るばかりである。労働力商品の使用価値自身が価値の源泉であるというこの特殊性によって、等価交換は実際には不等価交換となり、価値法則が剰余価値の法則へと発展する。

「資本主義は階級社会であって、人間労働の搾取は存在する。しかし、ここでは一切の生産物が商品となっており、労働力も商品となっている。この社会は、商品生産という点では、社会的労働の配分を、商品の交換をとおして行なうほかはない。したがってここでも商品となった社会における価値法則の論理的展開である。この展開によって、資本主義の歴史性格が明らかにされる。」

さらに「剰余価値の成立は、資本主義の根本的な矛盾を教える。『資本の蓄積過程』は資本主義がこの矛盾にもとづいて、これをどう展開させるかを示している。」「剰余価値の法則の論理は、資本主義的蓄積の一般法則の展開を生まざるをえない。」「そしてこの蓄積を通じて生産力が進歩すればするほど、労働者の生活は不安定となり犠牲・非人間化を強いられる。本来、人間社会発展の原動力たるべき生産力の発展が逆に非人間化を促進し、剰余価値生産のためだけに働く。蓄積が進行するほど、相対的過剰人口つまり失業者も断えず拡大されてゆく。このように蓄積の発展とともに労働者の窮乏は増大する。と同時に労働者の組織的反抗の増大の法則ともならざるをえない。この法則の必然を識り、歴史を切り拓く人間の行為に転化されることが求められている。このように商品生産に内在する矛盾が、労働力の商品化を含む資本主義的商品生産へと発展し、さらに矛盾を深め、資本主義を自己否定する要素へと発展する。第一巻はこのように展開している。

当然にも『資本論』には第三巻で解明される諸問題がある。しかし、本質部分はこの第一巻にすでにある、つまり資本主義の歴史的限界性が唯物史観をふまえて論証されている、それは労働者階級の「作用」に対する「反作用」として労働者階級が必然的法則に添う行動にでる根拠をつかんでいるからである。最初に引用した向坂先生の論文以外にはない。だからこそエンゲルスもまた英語版の序文で「この第一巻は、高い程度においてそれ自身として全体をなしている」といつている。もちろんマルクスは全三巻を完成させるつもりであったろう。しかし当時の運動への必要と自分の病状を含めた持ち時間を考えた時、労働者に対して、資本主義の歴史性（限界）、その担い手としての労働者階級の任務のある程度の結論としてさし示めそうとしていたのではないだろうか。ゆえに一定の完結性を持っていくし、われわれは労働者として、この第一巻を繰り返し読みねばならない。マルクスの精神に添って読む努力を続けねばならないだろう。

現在、情況はすべてに指針を持たないかのようなのである。だからますます自分の頭で考える事が必要だし、古典、『資本論』学習が必要となる。「実践活動をやるには『資本論』なんて間尺に合わん」と、根気のなさを「正当化する」という傾向」に陥ってはならない。

(大島勝範)

## 謀略デマを剥ぐ

——「朝鮮時報」八六・一一・二〇より——

金日成主席にかんするデマがマスコミを駆けめぐった。この問題の本質と動向について「朝鮮時報」十一月二〇日付が、興味ある記者座談会をおこなっている。以下、全文を転載する。

(編集部)

### 震源地は東京

**A** まずデマの出所だが震源地が東京だというのが不思議だ。

警察庁の外事課員が「十五日に中国筋の話として、ピョンヤンでクーデターがあった」といううわさを入手し、あちこちに確認した。これをキャッチした朝鮮日報の駐日特派員がソウルに送った。そのあと、ソウルの「政府」機関が「情報を収集」して発表した。つまり、そもそもの出所は東京で、それをソウルでふくらませてまた東京に打ち返したわけだ。

なぜ中国筋の話として「ピョンヤンクーデター説」が流布されたのか。ここに謀略めいた印象があるね。

**D** 南朝鮮「国防省」が、三八度線のスピーカーで北が放送したと発表した。そのあと板門店付近の半旗に関する報道。数時間後には在「韓」米軍は二つとも否定した。

**C** 平壤放送が弔歌に近い歌を流していると連合通信が報道した。ところが実際は、平壤放送は通常どおりだった。

また、朝鮮総聯、日本の報道機関が、北に行っている商社の日本人、在日朝鮮人に電話で問い合わせたが、口をそろえて平壤市街の様子は普段と変わらず正常だと言った。

**A** 一七日午後「国防相」李基百が「国会」で報告した。日本のテレビは「韓国当局がここまで強気なのは、何か相当有力な根拠があるに違いない」といつていた。しかし、李が唯一の根拠としてあげた三八度線の放送なるものが実際にあったのか、なかったのか、民間人は誰も確認できない。北朝鮮情報収集の専門機関である安企部も終始沈黙。

しかも李は「もしも生存しているとしたら、対南放送は悪質な謀略だ」とつけ加えた。これは、明朝になればウソがばれるので、デマの責任を北に転嫁しようという予防線だね(爆笑)。盗人ただけらしい。

**D** デマが暴かれたのちも、南朝鮮の全一派は御用新聞を通じて「対南放送があったのだから、あれは前線部隊のクーデターだった」などと荒唐むけいな報道を性こりもなく流している。

### 存在しなかった「放送」

**A** その「対南放送」そのものが存在しなかったのだよ。さっきのべた「国防相」李基百の「国会」報告にそれがよく表れている。最初からまったくのどっち上げだったのだ。

**B** 恥の上塗りならぬデマの上塗りか(笑)。

**A** 東京発の情報としてニュースになったわけだけど、かなり以前、一四日頃からこの種のうわさがあった。これを日本の公安調査庁、内閣調査室がキャッチして調査してみたが、一五日時点では根拠のないものとみなしていたといわれる。

**C** しかし、「国防省」がおどろおどろしく公式発表をしたので日本のマスコミはワッと飛びつき、思いのままソウルに踊らされたわけだ。



B ちよつと冷静になれば誰にだって底の見える安手のデマだったのにねえ。  
追いつめられた全一派

A 全一派がこの時期にあえてこの種のデマを大々的に流す意図は一体何か。

D 今回のデマだけでなく、アジア競技大会直後から「反共」謀略騒動が連続している。「ソウル大学壁新聞事件」「命議員事件」「建国大学事件」「M・S党建設企図事件」「反労働者同盟事件」など、でっち上げ謀略事件と「反共」攻撃が相ついだ。また、共和国が建設している金剛山ダムが軍事的脅威だと各地で官製の「反共」集会を大々的に開いた。

A なぜこういう気違いじみたデマ、でっち上げと「反共」攻撃を展開するのか。

B 民衆の闘争で「政権」崩壊の危機が迫っているからだ。在野民主勢力の徹底的弾圧と、新民主党と在野民主勢力の切離しをしなければならない。

C 今回の発表は、壁新聞事件など一連の「容共」ねつ造事件の決定打としてでっち上げられたものだ。実際、この直後に全警察に「甲号非常警戒令」が、軍には非常警戒がしかれている。ソウル防衛の口実でいくらでも軍隊を移動させることができる。民衆の闘争をむき出しの銃剣で抑え込める。

C 新民主党の金泳三顧問が日本に来て一五日に帰国した。滞日中、会う人ごとにこの二三日が非常に危ないと語ったと報道されている。その「危ない」ことが、金日成主席に関するデマの流布だったわけだ。もつと正確にいうと、デマの流布で進戦時、戒厳令と同じ状態にしてしまったのだ。

D なるほど。戒厳令をしくとなると全「政権」の不安定性を自ら世界に暴露することになる。それは避けたい。そこでデマ騒動による実質的戒厳状態となる。

B 建国大学闘争にもみられるように学生運動が盛り上がり、また一方で新民主党と在野が連合組織を作ろうとしている。二二日にソウルで新民主党の改憲大会が開かれたばあい、五〇〇一〇〇万人は集めると言われている。全一派は、これを事前に防ぎたかったと思う。「国防省」発表直後に金大中氏を自宅軟禁状態にした。すべての活動家も事実上行動の自由を失っているはずだ。

C 金泳三氏が訪日したおりに現在の南の状況は、七九年一〇月の朴正熙暗殺当時似ているといった。

最近の闘争を見ると、学生とともに労働者が大勢闘争に参加している。一九七九年一〇月釜・馬抗争にも労働者が多数参加した。その後、一九八〇年代にさらに労働運動は飛躍的に発展している。

A 労働運動が勢いを増しているのは、去る七日に労働一四団体解散命令が出されたのを見てわかる。こんなことはかつてなかった。

新民主党と在野民主団体の連合組織を結成する準備も進められている。学生の全域組織も再建されつつある。

D アジア大会の最中に学生がデモを連続した。これは超戒厳下でもデモをやれるという力を示したものだ。ここに闘争の頑強性がよく現れている。

B 南朝鮮の民主勢力は、年内にクーデターあるいはそれに似た事態が来ると、夏頃からずでに予測し、備えている。

A 事実上の戒厳令が、銃声なきクーデターに変わり、それでも民主勢力を抑えきれず、北に対するデマ宣伝でさらに緊張状態をつよめるとともに、民衆の眼を他にそらして内部の危機を克服しようとしたわけだ。

C もう一つの背景は深刻な内紛だ。八八年二月限りで辞任することになっている全斗

煥は、軍事ファッショ集団内で威令が行き届かない。軍事ファッショ集団は現在大きく三つの派閥に分かれている。権力争いと民主化闘争への対処法をめぐってし烈な暗闘をしている。いつクーデターが起きるか分からない状況だ。

#### 踊らされたマスコミ

今回の「衝撃のデマ」も、ひょっとしたら軍部を引き締めるための大バクチだったかも知れない。

**B** デマがばれたあと、全一派はどう処理するつもりかね。

**C** 日本では想像できない南朝鮮軍事ファッショ政権の特異性がある。今日デマで北を中傷し、それがあくる日デマだとわかってても、言い得（どく）という計算だ。要するに普通の人の神経とは違うのだ。

おまけに、軍隊の移動など、デマを口実にして取った非常措置がすべて既成事実とされていくわけ。後はどうにでもなるという考えだ。

**C** 日本のマスコミは、根拠のない情報だと分かるにもかかわらず、なぜ情報の発源地やそれを公式発表した全一派の置かれている状況などを分析しようとしなのか。デマを流した方でなく流された方のあら探しに集中している。偏見を正すべきだ。

**D** 日本政府は、共和国に対して敵視政策を取っている。日本のマスコミも、これにすっかり追従している。見識をもつべきだ。そうでなければ、今後もしょっちゅう振り回されて恥をかきつづけるだろう。

**A** ソウル情報は要警戒ということだね。

好評発売中！

社会通信刊

## 国鉄闘争 — 勝利への展望

八八頁 定価四百円

内容

- はじめに
- 一 国鉄闘争の戦略・戦術 渡辺 和彦 (国鉄反合理化研究会代表)
  - 二 国鉄労働者と国鉄闘争 岩井 章 (国民会議「よびかけ人」)
  - 三 全国統一闘争の焦点と課題 宮坂 要 (国労東京地本企画部長)
  - 四 「希望退聴」「法案」阻止の条件 牛久保秀樹 (東京会議「事務局長」)
  - 五 地域から反撃を 滝野 忠 (社会通信社「発行人」)
  - 六 国鉄解体法案の問題点 木村 勝利 (国労横浜支部書記長)
  - 七 国鉄闘争を階級闘争の焦点に 中村 謙 (国労本部書記)

#### 補論

- 一 闘う司令部をつくる 小島 忠夫 (国労施設支部副委員長)
  - 二 国鉄監理委「答申」の偽瞞をつく 牛久保秀樹
- お申し込みは社会通信社へ (電話〇三一二六一七〇七九)